



管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 の分 類」の 要請し	「措置 の 内 容」の 要請し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要 請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案 事項 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
050070	外国人留学生の卒業後の就職活動期間の延長	出入国管理及び難民認定法第二条の二、第十九条第一項及び第三項、第二十一条、別表第一の四及び五	大学等の教育機関を卒業した留学生在が、同教育機関を卒業後就職活動を行っており、かつ、同教育機関から推薦を受けている場合、「特定活動」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めている。	外国人留学生に対し特定活動として1年間まで認められる就職活動期間を、3年程度にまで延長して頂きたい(延長後のアルバイトも認め、現在は2010年から始まった(卒業後3年間は滞在禁止とする)方針は変更していませんが、これを外国人留学生の卒業のケースにも当てはめる。この趣意が日本人に対し見込みが強い。同様の趣意を外国人留学生の就職率向上に押しつけても構わない。) 大田地区は「地味」なところを中心に人の流れを円滑化する地域であり、地域が協力し、教育から就労へのステップアップの助けを貸すことにより、就労者の流入のみならず育英し増やすことを狙う。これにより、人材の全般的な管理・有効活用がなれない現状に対し、手続きコストや簡便性に関しても、就労と就業の境を低くすることができるようになる。現実の問題として「就職活動で入国し、就職活動をする」といった方法を認めることは、現行の入国法における在留資格の内容に遡った活動であるのか疑問に感じられる。	「卒業までに費やした学費・労力・時間等の対価としてやっとなり権利が一年間で満了してしまうのはなぜか」、特区では「公正な評価」を国際社会に向けて留めたい。併せて、「就職活動を行った卒業生が(就業の意思確認)を条件とすること検討している。現在2010年から始まった(卒業後3年間は滞在禁止とする)方針は変更していませんが、これを外国人留学生の卒業のケースにも当てはめる。この趣意が日本人に対し見込みが強い。同様の趣意を外国人留学生の就職率向上に押しつけても構わない。) 大田地区は「地味」なところを中心に人の流れを円滑化する地域であり、地域が協力し、教育から就労へのステップアップの助けを貸すことにより、就労者の流入のみならず育英し増やすことを狙う。これにより、人材の全般的な管理・有効活用がなれない現状に対し、手続きコストや簡便性に関しても、就労と就業の境を低くすることができるようになる。現実の問題として「就職活動で入国し、就職活動をする」といった方法を認めることは、現行の入国法における在留資格の内容に遡った活動であるのか疑問に感じられる。	C	IV	外国人留学生の卒業後の就職活動については、在留資格「特定活動」の付与により最長1年に限って認められるものであり、就職活動自体を3年程度の長期間にわたって行うことは想定しており、ご提案は認められない。			C	IV				大田地区留学 ビザプロジェクト2	1 0 2 0 0 2 1	大田市	群馬県	法務省 厚生労働省